審議資料

審議事項①

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」の改定について

１．特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」の改定の理由・主旨

本件は、他市町村からの依頼に対しても、学童保育所の運営に関する事業を受託することができるように改定するものである。

２．新旧対照表

次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「定款」

現行	改正後
（事業） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、会員の相互協力に基づき、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①筑紫野市内における学童保育所の運営に関する事業	（事業） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、会員の相互協力に基づき、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①学童保育所の運営に関する事業

３．附則　　この規程は、平成　年　月　日から施行する。

審議事項③

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「放課後児童クラブ運営規程」の改定について

１．　特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「放課後児童クラブ運営規程」の改定の主旨

本件は、近年の入所希望児童の増加を鑑みて、入所対象児童要件を詳細に改定するものである。

２．新旧対照表

次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「放課後児童クラブ運営規程」

現行	改正後
（入所対象児童） 第４条　対象児童は、原則として保護者が労働等により昼間家庭において保護を受けることができない小学校１学年から６学年までの児童とする。	（入所対象児童） 第４条　対象児童は、原則として保護者が労働等により昼間家庭において保護を受けることができない小学校１学年から６学年までの児童とする。 但し、次の各号に該当する場合は、入所申込を却

	下するものとする (1) 児童が管内の小学校に在籍していないとき (2) 入所申込手続等に関し、偽りその他不正の行為があったとき (3) 児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められたとき (4) 児童の安全上著しい支障があると認められたとき (5) 学童保育所の運営上著しい支障があると認められたとき (6) 前各号の掲げる場合のほか、特に利用させることが適当でない事由があると認められるとき

３．附則　　この規程は、平成　年　月　日から施行する。

審議事項④

特定非営利活動法人　ちくしっ子ネットワーク「就業規則」の改定について

１．特定非営利活動法人　ちくしっ子ネットワーク「就業規則」の改定の主旨
　本件は、傷病休暇の対象となる疾病を明確にするために改定するものである。

２．新旧対照表
　次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク「就業規則」

現行	改正後
第35条(傷病休暇)(非正規指導員は第34条) 　指導員が法定伝染病に罹患した場合は、休暇をとり治療に専念しなければならない。なお、法定伝染病とは、インフルエンザ、その他児童への伝染が懸念される病気である。 2　指導員が業務外でおきた重大な怪我または前項の法定伝染病により勤務が不能となった場合は、その傷病が回復するまで傷病休暇の扱いをするこ	**第35条(傷病休暇)(非正規指導員は第34条)** 　指導員が法定伝染病に罹患した場合は、休暇をとり治療に専念しなければならない。 2　現行のとおり

とができる。ただし、内容および期間等について法人に届けをし、認められた場合とする。5日以上の傷病休暇は、医師の診断書を提出しなければならない。 3　傷病休暇は無給とする。ただし、第1項に該当する場合は有給とする。 4　傷病休暇が長期にわたるおそれがある場合は、第42条により休職とすることがある。	3　傷病休暇は無給とする。ただし、別表に該当する場合は有給とする。 4　現行のとおり

３．附則　　この規程は、平成　年　月　日から施行する。